

入札説明書

(一般競争入札用・郵便入札の方法によるもの)

1 入札書の作成

次のとおり入札書を作成してください。当市であらかじめ記入済みの場合は、記入内容を確認してください。

- (1) 入札書は、別添の所定の様式によるものとし、記載例に従い、ボールペン等の容易に消えない筆記具で記入してください。入札金額を除き、二重線で消した部分に訂正印を押印して訂正することができます。
- (2) 入札書の右上の日付は、後記3の入札書の到達期限の日を記入してください。
- (3) 法人は、住所・氏名欄に所在地、法人名、代表者を記入し、契約監理課に使用印として届けた印鑑を押印してください。
なお、代理人による入札の場合は、後記10「代理人による入札」を参照してください。
- (4) 金額の欄には、税抜きの金額をアラビア数字（算用数字）で記入し、先頭に「¥」マークを記入してください。
- (5) 件名の欄には、入札公告に記載の件名を記載してください。
- (6) 入札保証金の欄は、「免除」に○をしてください。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札が複数あった場合に使用しますので、入札書右下の「くじ希望番号」欄に、任意の3桁の数字を記入してください。

2 入札書の郵送

- (1) 入札書を送る封筒は、外封筒と内封筒を使用して**2重**にします。
- (2) 内封筒には、入札書を入れて容易に開封できないよう封緘し、封筒には入札公告に記載の件名と法人名、所在地及び代表者名を記載してください。
- (3) 外封筒の大きさは指定しませんが、後記(4)に従って作成してください。
- (4) (2)によって封緘した内封筒を外封筒に入れ、外封筒のおもて面には、次のとおり宛先を記載し、余白に朱書で「**入札書在中**」と記載してください。

宛先：徳島市八百屋町1丁目2番地 **徳島中央郵便局留**

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所市民税課行き

入札書在中

- (5) 前記(1)～(4)により作成・封緘した封筒（**2重封筒**）は、「**一般書留**」または「**簡易書留**」に付して郵送してください。

- (6) 郵便局に書留郵便物を引き渡した後、**令和6年10月31日(木)正午**までに書留引受番号を電子メールで送信したうえ、同日午後5時までに、送信確認の電話連絡(午前8時30分から午後5時00分までの間に限る。)をすること。送信された電子メールに対する返信をもって、書留引受番号の受付とします。

3 入札書の到達期限

入札書の到達期限は、下記のとおりとします。期限までに徳島中央郵便局留めで到達するよう、余裕を持って発送してください。

郵便局留め到達期限 令和6年11月5日(火)午後2時00分(必着)

4 入札の辞退

郵送した入札書の書き換え、引き換え又は撤回(辞退届によらないものをいいます。)は認められませんが、郵送後であっても辞退届の提出による辞退を認めます。開札日時までに、入札担当者又は入札執行者に「入札辞退届」を直接持参により提出してください。提出した辞退届の撤回は認めません。

5 開札日時及び場所

開札は、**令和6年11月5日(火)午後3時00分**に、徳島市役所4階401会議室において、立会いを希望する入札参加者(前記1で入札書を作成した者。以下同じ。)又は本件入札に関係のない職員が立会いのうえで行います。

6 開札の立会い

- (1) 徳島市契約規則第11条の規定により、入札参加者でなければ開札への立会いはできません。立会いを希望する場合は、**令和6年10月28日(月)正午**までに、入札参加者の住所、氏名を電子メールで連絡してください。立会いを希望しない場合は、連絡は不要です。
- (2) 入札者の中で立会いを希望する者がいないときは、本件入札業務に関係のない徳島市職員を立ち合わせることで、開札を実施します。

7 落札者の決定及び通知

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。落札者及び他の入札者には、落札者決定後速やかに結果を電話等で速やかにお知らせするとともに、後日、文書で通知します。

8 くじによる落札決定

入札書右下の「くじ希望番号」欄に任意の3桁の数字を記入していただきますが、記入がない場合は、書留引受番号の下3桁の数字をくじ希望番号とします。最低価格の入札が複数あった場合のくじの手順は、次の(1)及び(2)のとおりです。

- (1) 最低価格入札者全員の書留引受番号（通常は11桁）の数字の下4桁の数字（0000が最小とし、9999が最大とする。）を比較し、最も小さい入札者を「0」とし、以後順に、「1」、「2」のように1ずつ大きい数字を付していきます。2者同額の場合は、「0」と「1」となります。
- (2) 最低価格入札者全員のくじ希望番号を合計し、合計した値を最低価格入札者の数で除して、余りの値を出します。この余りの値の数字と(1)で付した数字が一致した者を落札者とします。

9 再入札（再度入札）

- (1) 開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、次の日時場所に参集して再入札を行います。

日時 **令和6年11月11日（火） 午後3時00分**

場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所2階 201会議室

- (2) 再入札でも予定価格以下の入札がなかった場合は、再入札と同様の手順で再々入札を行います。

ただし、再入札の参加者がいなかった場合又は再入札の参加者が1者のみの場合は再々入札を行いません。

- (3) 1つ前の入札における最低の入札金額以上の金額での入札は、無効となります。
- (4) 再々入札においても予定価格の制限に達しなかった場合は、入札を打ち切ります。

10 代理人による入札

委任状を提出（郵便の場合は同封）することにより、**代表者又は本市契約監理課に提出の委任状により入札等の権限の委任を受けた者（支店長等）以外の者（従業者等）**が入札書（再入札書及び再々入札書）を作成することができます。委任状及び入札書の記載例を参考としてください。

11 質問の期限

この入札に関する質問の期限は、**令和6年10月10日（木）正午**とします。

F A X又は入札の件名を付した「質問事項」の標題により、電子メールで問い合わせてください。

回答は、令和6年10月15日（火）までに、徳島市公式ウェブサイト（<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>）に掲載する方法により行うものとします。

1 2 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの
- (2) この入札説明書の定めるところに違反するもの
- (3) 入札書に不備があるもの
- (4) 入札書が到達期限を過ぎて到達したもの
- (5) 入札書到達期限までに書留引受番号の連絡がないもの
- (6) 入札書の郵送が郵便局留めでないもの

以 上